

「小笠原国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例を定める件」の概要

1 基準の特例を定める行為

(旭山A地区)

自然公園法施行規則第11条第2項、第3項、第12項、第13項及び第23項に規定する行為

(旭山B及び夜明山地区)

自然公園法施行規則第11条第3項、第12項、第13項及び第23項に規定する行為

(兄島及び平島地区)

自然公園法施行規則第11条第12項に規定する行為

2 基準の特例を定める区域の範囲

(旭山A地区)

東京都小笠原村旭山の一部（範囲は別添の図のとおり）

(旭山B及び夜明山地区)

東京都小笠原村旭山及び夜明山の各一部（範囲は別添の図のとおり）

(兄島及び平島地区)

東京都小笠原村滝之浦及び平島の各一部（範囲は別添の図のとおり）

3 基準の特例の内容

(旭山A地区)

(1) 旭山A地区内において行われる自然公園法施行規則（以下「規則」という。）第11条第2項又は第3項に規定する行為については、同条第2項ただし書中「であつて、前項第5号に掲げる基準に適合するもの」とあるのは、「であつて前項第五号に掲げる基準に適合するもの又は土地所有者等が農業を営むために必要な建築物の新築、改築若しくは増築」と読み替えて、第2項及び第3項の規定を適用する。

(2) 旭山A地区内において行われる規則第11条第12項又は第13項に規定する行為については、同条第12項第1号ハ中「又は増築」とあるのは、「若しくは増築又は土地所有者等が農業を営むために必要な工作物の新築、改築若しくは増築」と読み替えて、第12項及び第13項の規定を適用する。

(3) 旭山A地区内において行われる規則第11条第23項に規定する行為については、同項第1号ただし書中「現に農業の用に供されている」とあるのは、「土地所有者等により農業の用に供される」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(旭山B及び夜明山地区)

(1) 旭山B地区及び夜明山地区内において行われる規則第11条第3項に規定する行為については、同項ただし書中「該当するもの」とあるのは、「該当するもの又は土地所有者等が農業を営むた

めに必要な建築物の新築、改築若しくは増築」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(2) 旭山B地区及び夜明山地区内において行われる規則第11条第12項又は第13項に規定する行為については、同条第12項第1号ハ中「又は増築」とあるのは、「若しくは増築又は土地所有者等が農業を営むために必要な工作物の新築、改築若しくは増築」と読み替えて、第12項及び第13項の規定を適用する。

(3) 旭山B及び夜明山地区内において行われる規則第11条第23項に規定する行為については、同項第1号ただし書中「現に農業の用に供されている」とあるのは、「土地所有者等により農業の用に供される」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(兄島及び平島地区)

兄島及び平島地区内において行われる規則第11条第12項に規定する行為については、同項第1号ハ中「又は増築」とあるのは、「若しくは増築又は小笠原村内に所在する小学校、中学校及び高等学校において学校教育の一環として行われる行事に係る工作物の新築、改築若しくは増築」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 基準の特例を定める理由

(1) 小笠原国立公園については、今般、外来種に起因する自然環境保全上の課題や利用の多様化を踏まえ、小笠原独特の生態系、動植物相、自然景観等を適切に保護し、それらを基礎とした利用を推進するため、公園区域及び公園計画の全般的な見直しを行った。具体的には、乾性低木林等の典型的な生態系が残っている地域やムニンフトモモ、アカガシラカラスバト、陸産貝類等の固有希少種の生息、生育地を保全するため、平成21年に第2種特別地域を第1種特別地域等にし規制を強化することにより、これまで以上に人為的な開発を抑制し、固有希少種の生息、生育地の保全を図ることとされた(平成21年環境省告示第74号)。

(2) 一方で、地種区分が第1種特別地域等に変更されることにより、従前から自然公園内で農業及び学校教育の一環として行われてきた土地改良、工作物等の新築等については、自然公園法施行規則第11条の許可基準に適合しなくなり、行うことが出来ないこととされている。

(3) しかし、小笠原では、海岸線に囲まれた離島であるという状況から、第2種特別地域の農地、海岸等においては従前より農業や地域における学校のキャンプ等が行われてきたところ、

①当該地における農業については、土地に定着したものであって、亜熱帯性気候に属する離島であることなどの条件から、その土地その場所でしか営むことが出来ない産業であり、また、風致に与える影響は少なく、

②当該地におけるキャンプについては、島という条件の中で地域において小笠原村に所在する学校教育のために生じる工作物等であり、また、風致に与える影響は少ない状況にある。

また、本件の農地及びキャンプ箇所については、第1種特別地域内に点在している状況であり、

その部分だけを地域指定から外すことは、地域において一貫した公園管理が行われなくなることから適切ではない。なお、世界自然遺産登録を目指すことから、その指定においては地域においての一貫性を求められている。

このため、自然公園法施行規則第11条第35項に規定する「その自然的、社会経済的条件から判断して、法施行規則第11条に規定する基準の全部又は一部を適用することが適当でない」小笠原国立公園特有の事情であると認められることから、風致が保護される範囲内の一定の行為を行えることとし、基準の特例を定めることが必要である。

